

Harmony通信

vol.121
2015.03

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



小村井香取神社の枝垂れ梅
Photo by 花鳥様
(墨田区文花)

管理職の言葉のセクハラ「懲戒処分妥当」

最高裁判決(2/27)

女性派遣社員に対し、約1年にわたってセクハラ発言を繰り返した管理職男性2人を、事前に注意や警告をせずに出勤停止とした懲戒処分が妥当だったか争われた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は『会社内でセクハラ禁止は周知されており、処分は重すぎない』として、処分を無効とした2審・大阪高裁判決を破棄しました。また、会社がセクハラ行為を認識し、警告する機会もなかったとして、発覚後直ちに処分したのは妥当だったとしました。

⇒男女雇用機会均等法では、セクハラ防止のための事業主の措置義務として次の10項目を示しています。

- 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発**
 - 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容・セクシュアルハラスメントが**あってはならない旨の方針を明確化**し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
 - セクシュアルハラスメントの行為者については、**厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定**し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- 2 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備**
 - (3) **相談窓口**をあらかじめ定めること。
 - (4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また**広く相談に対応**すること。
- 3 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応**
 - (5) 事実関係を**迅速かつ正確に確認**すること。
 - (6) 事実確認ができた場合には、**速やかに被害者に対する配慮の措置**を適正に行うこと。
 - (7) 事実確認ができた場合には、**行為者に対する措置を適正**に行うこと。
 - (8) **再発防止**に向けた措置を講ずること。(事実が確認できなかった場合も同様)
- 4 1から3までの措置と併せて講ずべき措置**
 - (9) 相談者・行為者等の**プライバシーを保護**するために必要な措置を講じ、周知すること。
 - (10) **相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨**を定め、労働者に周知・啓発すること。

🔑 会社が相談を受けた後1か月以上対応せず被害者が退職を余儀なくされた場合雇用保険上の退職事由にも反映されます。

編集後記

表紙の写真は、東京都墨田区、小村井香取神社の枝垂れ梅です。花鳥様、今月も素敵なお写真をありがとうございます。枝垂れ梅をはじめこの神社の境内の一画「小村井香梅園」には85種類、120本の梅の木が植えてあるそうです。見ごろは2月下旬～3月上旬の為、今年の見ごろはもう過ぎてしまいました。いくつか様々な梅の違いを楽しみながら散策してみたいものです。

先日、「3.11からのことづて」と題して、言の葉アーティスト・朗読家の渡辺祥子さんによる展示会が市内で開催され、被災後に生きる様々な方の言葉に託された想いが展示されました。忘れない、語り継ぐことも大切な復興です。メディアでは連日、東日本大震災関連の報道が流れています。元の暮らしに戻ることができない人々、未だ震災の爪痕がそのまま残っている場所などを見る度にまだまだ道半ばの現実を思い知らされます。この地で暮らす私達に何ができるのかもう一度考える、3月11日は今年も特別な1日となります。

主婦らの年金未納特別追納措置の申込書発送開始

会社員である夫の退職時などに必要な手続きをしていなかった主婦らの国民年金保険料未納問題で、3年間に限り保険料を最大で10年間遡って追納できる特別追納措置が4月からスタートします。未納のままでは無年金や低年金に陥る恐れがあることから、2013年の法改正で成立した救済措置です。日本年金機構は60万人弱へ申込書の発送を開始しました。

第3号被保険者(専業主婦・主夫)からの手続きが遅れた方へ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072699.html>

この制度は、実態は国民年金の第1号被保険者であったにもかかわらず届出をしていなかったために、第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れ、その分の保険料が納付できなくなったことにより、年金受給資格を失ったり、年金額が減ったりするおそれのある方のための特例措置です。**不整合期間***を有している方でも、所定の手続きをすれば年金の「受給資格期間」に算入できます。

*「不整合期間」とは、国民年金の記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままとされている期間を言います。



マイナンバー
社会保障・税番号制度
マイナンバーカード
マイナンバー

今年10月の国民・事業者へ向けた番号通知、2016年1月の利用開始に向け、随時情報をお届けしていくコーナーを設けます。

【2】事業者による個人番号の事前収集について
 税や社会保障の手続きに関して個人番号関係事務実施者となる事業者は、従業員などの個人番号の通知を受けている本人から、個人番号の利用開始(平成28年1月)以前に、個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することが可能であるとのQ&Aが発表されました。

TVCMが公開されました。



マイナンバー



Harmony通信 2015.03

#発行: 2015年3月10日

#編集・構成: 合同会社Harmony

- Harmony司法書士事務所
- Harmony社会保険労務士事務所
- Harmony行政書士事務所

住所: 〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

修日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>